

一般廃棄物処理業許可(収集運搬)に係る必要書類(個人)

審査に必要な書類

必要書類		特記事項
①	一般廃棄物処理業許可(更新許可)申請書 (様式第2号)	
②	事業計画表	し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬の場合は不要
③	代表者の住民票(原本)	本籍地が記載されているもの
④	代表者の市民税の納税証明書(原本)	八幡浜市内業者の場合は同封している様式を使用
⑤	誓約書(※)	し尿及び浄化槽汚泥収集運搬の場合は、八幡浜地区施設事務組合への往路運行図を添付
⑥	一般廃棄物処理事器材表(清掃車、し尿車) (参考様式1)	
⑦	一般廃棄物処理業登録車の写真(正面から・横から)	ナンバーが写真ではっきりと確認できるもの
⑧	一般廃棄物処理業登録車の車検証の写し	
⑨	従業員名簿 (参考様式2)	
⑩	車庫の所在地付近見取り図 (参考様式3)	
⑪	一般廃棄物処理業登録車の保管場所の借地証明書(賃貸契約書等)の写し または 一般廃棄物処理業登録車の保管場所使用証明書	自己所有地の場合は不要
⑫	役員と政令で定める使用人の氏名、ふりがな、生年月日、本籍地を記載した書類(任意様式)	個人の場合は代表者
⑬	一般廃棄物処理業許可証(前回発行した許可証)の写し	

【注意】

- ※ 誓約書は **ごみ収集運搬用(浄化槽清掃業と併用)**、**し尿及び浄化槽汚泥収集運搬用**がありますので、申請の内容に合った様式を使用してください。
- 公的書類(住民票・納税証明書等)は原本を提出してください。また、複数分の許可更新を申請する場合は、処理業と浄化槽清掃業)もそれぞれ、ともに原本をご用意いただき、申請の件数分の書類を提出してください
- 政令で定める使用人とは、営業所や支店等で権限のある者を指します。(例: 営業所長や支店長等)

一般廃棄物処理業許可(収集運搬)に係る必要書類(法人)

審査に必要な書類

	必要書類	特記事項
①	一般廃棄物処理業許可(更新許可)申請書 (様式第2号)	
②	事業計画表	し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬の場合は不要
③	定款の写し	「原本の内容と相違ない」旨の署名・証明日付を記載すること
④	登記事項証明書	現在事項全部証明書 または履歴事項全部証明書の原本
⑤	法人市民税の納税証明書(原本)	八幡浜市内業者の場合は同封している様式を使用
⑥	誓約書 (※)	し尿及び浄化槽汚泥収集運搬の場合は、八幡浜地区施設事務組合への往路運行図を添付
⑦	一般廃棄物処理事材表(清掃車、し尿車) (参考様式1)	
⑧	一般廃棄物処理業登録車の写真(正面から・横から)	ナンバーが写真ではっきりと確認できるもの
⑨	一般廃棄物処理業登録車の車検証の写し	
⑩	従業員名簿 (参考様式2)	
⑪	車庫の所在地付近見取り図 (参考様式3)	
⑫	車庫の所在地の登記事項証明書(全部事項証明書)原本	
⑬	一般廃棄物処理業登録車の保管場所の借地証明書(賃貸契約書等)の写し または 一般廃棄物処理業登録車の保管場所使用証明書	自己所有地の場合は不要
⑭	役員と政令で定める使用人の氏名、ふりがな、生年月日、本籍地を記載した書類(任意様式)	個人の場合は代表者
⑮	一般廃棄物処理業許可証(前回発行した許可証)の写し	

【注意】

- ※ 誓約書は**ごみ収集運搬用(浄化槽清掃業と併用)、し尿及び浄化槽汚泥収集運搬用**がありますので、申請の内容に合った様式を使用してください。
- 公的書類(住民票・納税証明書等)は原本をご用意ください。なお許可更新が2つある場合(例:一般廃棄物処理業と浄化槽清掃業)もそれぞれ、ともに原本をご用意いただき、申請の件数分の書類を提出してください。
- 役員とは、法人の取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事及び清算人等のことです。
- 政令で定める使用人とは、営業所や支店等で権限のある者を指します。(例:営業所長や支店長等)

浄化槽清掃業許可に係る必要書類(個人)

審査に必要な書類

	必要書類	特記事項
①	浄化槽清掃業許可申請書	
②	浄化槽管理技術者(清掃業務)の資格を有する旨の証書の写し	
③	代表者の住民票	本籍地が記載されているもの
④	代表者の市民税の納税証明書(原本)	八幡浜市内業者の場合は同封している様式を使用
⑤	誓約書(※)	
⑥	浄化槽清掃設備器材表	
⑦	業務で使用する車の写真(正面から・横から)	ナンバーが、写真ではっきりと確認できるもの。
⑧	業務で使用する車の車検証の写し	
⑨	従業員名簿	
⑩	設備器材の所在地付近見取り図	
⑪	設備器材の所在地の借地証明書(賃貸契約書等)の写し または 浄化槽清掃業登録車の保管場所使用証明書	自己所有地の場合は不要
⑫	業務経歴書	
⑬	役員と政令で定める使用人の氏名、ふりがな、生年月日、本籍地を記載した書類(任意様式)	個人の場合は代表者
⑭	浄化槽清掃業許可証(前回発行した許可証)の写し	

【注意】

- ※ 誓約書は **ごみ収集運搬用(浄化槽清掃業と併用)、し尿及び浄化槽汚泥収集運搬用** がありますので、申請の内容に合った様式を使用してください。
- 公的書類(住民票・納税証明書等)は原本を提出してください。また、複数分の許可更新を申請する場合は、処理業と浄化槽清掃業)もそれぞれ、ともに原本をご用意いただき、申請の件数分の書類を提出してください
- 政令で定める使用人とは、営業所や支店等で権限のある者を指します。(例:営業所長や支店長等)

浄化槽清掃業許可に係る必要書類(法人)

審査に必要な書類

	必要書類	特記事項
①	浄化槽清掃業許可申請書	
②	浄化槽管理技術者(清掃業務)の資格を有する旨の証書の写し	
③	定款の写し	「原本の内容と相違ない」旨の署名・証明日付を記載すること
④	登記事項証明書	現在事項全部証明書 または履歴事項全部証明書の原本
⑤	法人市民税の納税証明書(原本)	八幡浜市内業者の場合は同封している様式を使用
⑥	誓約書(※)	
⑦	浄化槽清掃設備器材表	
⑧	業務で使用する車の写真(正面から・横から)	ナンバーが、写真ではっきりと確認できるもの。
⑨	業務で使用する車の車検証の写し	
⑩	従業員名簿	
⑪	設備器材の所在地付近見取り図	
⑫	設備器材の所在地の登記事項証明書(全部事項証明書)原本	
⑬	設備器材の所在地の借地証明書(賃貸契約書等)の写し または 浄化槽清掃業登録車の保管場所使用証明書	自己所有地の場合は不要
⑭	業務経歴書	
⑮	役員と政令で定める使用人の 氏名、ふりがな、生年月日、本籍地 を記載した書類	
⑯	浄化槽清掃業許可証(前回発行した許可証)の写し	

【注意】

- ※ 誓約書は **ごみ収集運搬用(浄化槽清掃業と併用)、し尿及び浄化槽汚泥収集運搬用**がありますので、申請の内容に合った様式を使用してください。
- 公的書類(住民票・納税証明書等)は原本を提出してください。また、複数分の許可更新を申請する場合は、処理業と浄化槽清掃業)もそれぞれ、ともに原本をご用意いただき、申請の件数分の書類を提出してください
- 役員とは、法人の取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事及び清算人等のことです。
- 政令で定める使用人とは、営業所や支店等で権限のある者を指します。(例:営業所長や支店長等)